

1. 件名：高速増殖原型炉もんじゅ 燃料出入機本体 A ドアバルブ及び燃料洗浄設備ドアバルブ閉止不可について
2. 日時：令和5年11月24日 10時00分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁3階会議卓及びテレビ会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
長官官房総務課事故対処室
山口室長、木原室長補佐、小野室長補佐
原子力規制部核燃料施設等監視部門
石井主任監視指導官
小澤企画調査官、百瀬主任監視指導官（テレビ会議システムによる出席）
日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）
敦賀廃止措置実証部門 副本部長 他5名
敦賀廃止措置実証本部 安全・品質保証グループリーダー 他2名（テレビ会議システムによる出席）
高速増殖原型炉もんじゅ 安全・品質保証部部長 他7名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- (1) JAEAから11月2日に面談したもんじゅ燃料出入機本体 A ドアバルブ及び燃料洗浄設備ドアバルブ閉止不可の事象について、内部観察の結果に関して資料に基づき説明があった。
○これに対し原子力規制庁から以下の点を確認した。
 - ドアバルブが閉止不可となっている現状、放射化又は放射性物質で汚染されたサーベイランス集合体Ⅱ型（以下「集合体」という。）の放射線防護上の管理体制に問題はないのか。
 - 燃料出入設備における集合体の保持機能及び落下防止機能は維持されていると考えてよいのか。
○JAEAから以下の回答があった。
 - 今回の作業は、管理区域内で行っており、燃料出入機及び燃料洗浄設備で密閉され遮へい機能に問題はない。
 - 現状、集合体を吊り下げた状態であり、荷重計による監視でも荷重状態に異常がないことから、集合体の保持機能及び落下防止機能は維持されていると考えている。
- (2) また、JAEAから研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の報告（以下「法令報告」という。）の対象となるか否かの検討結果について資料に基づき説明があった。

- 原子力規制庁から、もんじゅにおける廃止措置の状況及びその維持機能の考え方を確認するとともに、今回の説明に対しては別途、説明内容に関して事故対処室内で事実関係を確認し、改めて回答する旨伝達した。
- JAEAから了承した旨の回答があった。

- (3) 面談後、事故対処室内で法令報告対象外との事業者判断で問題ないことを確認し、その旨、JAEAに電話で伝達した。

6. 資料

- ・燃料出入機本体Aドアバルブ及び燃料洗浄設備ドアバルブ閉止不可について（改訂1）